

災害体験用物品(AR・VR)の使用について

より多くの方に、たのしく体験していただくためご確認ください。

貸出依頼時のお願い

- 貸出を希望される場合は、事前に危機管理課に電話またはメール等にて物品の貸出状況を確認のうえ申込を行い、貸出日までに「訓練計画書」または「イベントの告知資料」等と必要事項を記入した「災害体験用物品(AR・VR)貸出依頼書(第1号様式)」を、メール、FAX または持参にて提出してください。
- 貸出しの予約は、貸出予定日の3か月前から貸出日前日(市役所が閉庁日の場合は前日の開庁日)まで受け付けます。
- 1回の貸出台数は、最大浸水(1台)・火災(1台)・地震(1台)の合計3台です。
- 貸出期間については、平日を起点とし4日間です。
- 確実な貸出のため、各物品につき1日1団体になります。
- 複数のお申込みがあった場合は、先着順といたします。
- 営利目的の使用、個人的な使用は貸出対象外です。
- 第3者への転貸は禁止です。



物品受取時のお願い

- 借用日以降(開庁日17時まで)に2名以上で危機管理課まで来庁してください。(支所での受取、郵送はできません)
- 借受時、使用方法と注意点について危機管理課職員からレクチャーを受けてください。
- 市役所にご提出いただくものは、以下の3点です。
 - ・「訓練計画書」または「イベントの告知資料(ポスターや案文書など)」
 - ・「災害体験用物品(AR・VR)貸出依頼書(第1号様式)」
 - ・借受者の顔写真付きの身分証明書の写し

使用時の注意点

- 使用対象は「**小学生以上**」になります。
- 借用された物品については、**直射日光を避けて**ください。
- レンズに太陽光を当てない**でください、故障の原因になります。
- 落下などの衝撃を与えない**でください。

- 使用時は、衛生面からアイマスクを着用してください。
- 気分が悪くなった、または不具合が生じた際はすぐに使用を中止してください。
- オフラインで使用し、オンラインへの接続、コンテンツの変更等はおやめください。
- 動画内での全ての素材について、無断での複製・転載・使用は禁止されています。
- 事故、故障が生じた際は、直ちに危機管理課まで報告ください。
- 貸出物品を紛失、滅失、過失により毀損や故障させた場合は、使用者の責任で弁償や修繕をしていただきます。

返却時のお願い

- 返却日は、市役所開庁時間内(17時)までに返却してください。
- 返却する際は、貸出した一式がそろっていることをご確認ください。
- 使用しなかったアイマスク等は返却をお願いいたします。

貸出物品一式

【浸水浸水体験シミュレーター(AR)一式 (1 台)】



AR と呼ばれる「拡張現実」を使ったデジタル技術を活用し、今いる空間で浸水しているかのような体験ができます。

(iPhone・ゴーグル・充電器)

【火災体験シミュレーター(AR)一式 (1 台)】



AR と呼ばれる「拡張現実」を使ったデジタル技術を活用し、今いる空間で火災が発生したかのような体験や初期消火体験ができます。
初期消火を行う際のポイントや煙の性質を学ぶことができます。

(ゴーグル・コントローラー左右・充電器)

【地震体験シミュレーター(VR)一式 (1 台)】



VR と呼ばれる「仮想現実」を使ったデジタル技術を活用し、360 度作られた世界の中で実際の地震が起きたかのような体験ができ、地震災害時にどのような危険があるかを学ぶことができます。

(ゴーグル・コントローラー左右・充電器)

【その他備品】



シミュレーターをご利用される際には、アイマスクの着用をお願いいたします。

体験後は、除菌シートで拭いてから次の人の利用を開始してください。

(体験予定人数分のアイマスク、
除菌シート)



お問合せ先

松戸市 総務部 危機管理課

松戸市根本 387 番地の 5 (別館 1 階)

電話 047-366-7309

FAX 047-368-0202